

令和4年度第3回苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会 議事録

日時：令和4年9月30日（金）
18時00分～19時45分
場所：市役所2階 入札室

出席委員：竹田会長、多田副会長、中村委員、高田委員、椎名委員
事務局：武藤課長、村上課長補佐、大山主査、佐藤主事

事務局	<p>ただいまより、令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>第2回に引き続き、改正された個人情報保護法を施行するための条例で定める必要があるとされている事項等について、委員の皆様には審議いただきたいと思っております。</p> <p>議題に入る前に、事務局から資料を確認させていただきたいと思っております。</p>
	【資料の確認】
事務局	<p>本日の会議につきましては、コロナ対策を十分とった上での開催としておりますが、会議中、体調不良を感じた場合については、速やかに事務局までお声がけください。</p> <p>以後は、竹田会長に議事をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
竹田会長	<p>それでは、お手元に配布している会議次第にしたがって、進めてまいります。議題「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う諮問について」、前回に引き続き、審議を進めたいと思っております。</p> <p>なお、本日予定されている確認事項は2項目、審議事項は4項目ございます。進め方ですが、まずは、確認事項の2項目については、前回と同じように事務局よりまとめて説明していただき、委員の皆様から御質問をいただこうと思っております。その後、審議事項については、1つの項目ごとに事務局より説明をいただき、委員の皆様から質問を受けるといった流れで進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
	【委員了承】
竹田会長	それでは、事務局より、確認事項①と②について説明をお願いします。
事務局	【確認事項①、②について説明】
竹田会長	<p>今の説明について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。</p> <p>特になければ、確認事項①と②についてはこれでよろしいですか。</p>
	【委員了承】
竹田会長	では、続いて事務局から、審議事項①について説明をお願いします。
事務局	【審議事項①について説明】

竹田会長	今の説明について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。
中村委員	いま説明があった検討の内容については、私はこのとおりでよろしいのではないかと思います。1点、教えていただきたいのは、「諮問がない場合であっても意見を述べられることを規定する」という一文がありますけれども、この諮問がない場合でありかつ意見を述べられる場合に開かれる審査会というのは、どのような流れで開かれる想定をすればよろしいでしょうか。
事務局	例えば、昨年の北光町の幼児死体遺棄事件について、あの件については最終的に審査請求が取り下げとなり、決着はついたものの、その後市議会において、市議会議員から、実際のところどうだったのか、審査会の考えを聞きたいという御意見がありました。また、我々としても、審査請求の諮問がされたわけではないのですが、委員の皆様は仮にあの事件のような場合にはどのように判断されるのか、という点について、御審議いただきたいと考え、昨年審査会を開かせていただきました。そのような場合が、想定されていると考えます。
竹田会長	他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 他に御質問・御意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。
	【委員了承】
竹田会長	では、この案を妥当なものとして認めます。 次に審議事項②について、事務局から説明をお願いします。
事務局	審議事項②は、開示請求における不開示情報の範囲について、条例で規定すべきか、という点になります。 この点についての改正法の規定は、資料2の4ページ目にも記載しておりますが、その規定がやや複雑な内容になっておりますので、別の資料4と資料5を用いて説明させていただきます。 また、確認・検討する点が多くございます。ここで、審議方法について事務局から提案をさせていただきたいのですが、この審議事項②については、適宜御質問や御意見などを受け付けながらの進行とさせていただきたいのですが、竹田会長、よろしいでしょうか。
竹田会長	いま事務局から説明のあったとおり、この審議事項②については、途中で何度か質問・意見をする形で進めてもよろしいでしょうか。
	【委員了承】
竹田会長	では、その通りに進めてください。
事務局	【審議事項②（資料4の1、2ページ及び資料5の1、2ページ）について説明】
多田副会長	結局、言葉は違うけれども同じ内容になっている、ということではよろしいでしょうか。
事務局	一見すると違うように見えますが、新しい制度に移ったとしても、そこは含まれているということです。

多田副会長	<p>そうすると、この個人識別型とプライバシー型について、これらは違うから区別していると思うのですが、最終的に同じなのであれば、これを区別する根拠はどこにあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この個人識別型とプライバシー型というのは、いわゆる学説上における違いでございます。個人情報保護条例というのは、国が法律を作る前から各自治体で作られてきました。ですので、どうしてもその作りに、国の方と異なる点が出てきます。国では、「知られたくない」のような主観が入ってしまうと判断しにくいということで個人識別型、これは学説ですが、できるだけ客観性をとるような形になっています。そのような相違があるということです。</p> <p>今回の個人情報保護法の大きな改正の目的の一つに、2,000個問題という、各自治体の条例が様々な作り方をしているので、いざデータのやり取りをする際に不具合が生じるということもございまして、国の作りに倣い、できるだけ客観的な作りをするということとなりますが、結果としては一致しているということになります。</p>
中村委員	<p>結論としては、資料4の2ページの下の方角で囲っている部分にあるとおり、文言や言い回しに差異があるけれども、結果として同じであるという、そのような解釈でよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
多田副会長	<p>プライバシー型の「安定的運用が困難と懸念されている」という部分について、そのような問題へ対処する案はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>そこの判断が難しいときには、例えば個人情報保護制度の手引を参考としたり、必要に応じて審査会にお諮りしたりしてきました。そのように積み上げてきたものがございます。今回、個人識別型という国の形に合わせることとなりますが、結果として私たちが議論してきた部分は、そちらに包括されているということになります。</p>
高田委員	<p>いわゆる2,000個問題、法律と各自治体の条例の表現と規定の仕方にかなりばらつきがあって、これをある程度統一的にしたほうがいいのではないかと、思うのはあると思います。最終的に同じような結論に行き着くとしても、通常他人に知られたくないものというのがどういうものなのか、というよりは、個人識別型の中で、例外で公益性等と客観的に比較ができる方が、条文の読みやすさや客観性というところ、ここは市民の方からしても分かりやすさが大事なかな、と思いますし、国が個人識別型を採用しているのであれば、その規定との統一性・統一感があるという感じがします。</p>
椎名委員	<p>通常他人に知られたくない事項については、ある程度の蓄積があって、それに基づいて判断している状況ですか。</p>
事務局	<p>例えば生活保護の受給の事実というのは、通常他人に知られたくない情報だと思います。昨年の北光町の件でも取り上げられましたが、そのように事例として色々積み重ねてきております。個人識別型に移ったときについても、客観的に判断されるということになります。</p>

多田副会長	資料中の「公知の情報」というのと、「慣行によって知られ得る情報」というのは、違いがあるのでしょうか。
事務局	基本的には特に差異はございません。例えば、市として市政功労者の方を表彰させていただくことがあるのですが、その表彰を受けた方の氏名というのは、特定個人を識別できるけれども、公表されています。また、皆様のような委員の方の氏名、これも審査会の委員として明らかとしています。そのようなものがこれらの具体例であり、一致しております。
多田副会長	分かりました。
事務局	他に御質問・御意見がある方はいらっしゃいますか。 特になければ、このまま進めてもよろしいでしょうか。
	【委員了承】
事務局	【審議事項②（資料4の3ページ）について説明】
多田副会長	市の業務に支障がある場合には不開示とする、という言い方が少し気になりました。市の業務に支障がない場合であっても、不開示にしなければいけない場合があると思うのですが。
事務局	今回の事例につきまして、市の事務・事業というように説明はしましたが、現在の条例でいいますと、例えばこのような権利に関するものは、その権利利益を害する場合など、そのような部分を踏まえた上で開示・不開示の判断をしております。 今回は1つの事例として生活保護受給者の事例を出させていただきましたが、例えばこのような情報が出てしまったときに、その受給者の方から、「なぜそのような情報が出てしまっているのだろう」とか、他の方からも、「これを言ってしまうと情報が出されてしまうのではないか」とか、ケースワーカーとの信頼関係が崩れてしまうおそれがあります。ただそれは、市の事務が必ずしもしづらいからだけではなく、他にも個人情報に該当しないかどうかであるとか、そのような点を踏まえた上で判断をしていくこととなります。 ですので、事務・事業というのも大事ではあるのですが、他のところも踏まえて判断をしていきますので、市の事務が滞ってしまうから開示できないと断定をするというわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。
多田副会長	もちろんそこは理解できるのですが、最終的に詰めていったときに、利害が、齟齬が生じたときに。どう言うべきか、難しいのですが。
竹田会長	個人を識別できないもののうち権利利益を害するものについて、法には規定があるけれども、条例には規定がない。そして、市の説明では、市の事務・事業に支障が生じるおそれがあるので、結論として不開示になるから範囲は同じだということだったと思います。 ただ、少し分からないのが、個人の権利利益を害するものは、必ず市の事務・事業に支障が生じるおそれがあるのか、今の例では当たると思うのですが、常に当たるのかというところ。違うケースの場合は、また別の不開示の要件に該当して不開示になるという場合もあるように思います。ですので、必ずしもこの

	要件によって不開示になるのかどうか、イメージが湧きにくいところです。
中村委員	お話を聞いていると、意外と狭い範囲なのかなと思いました。先ほど、受給者の方の話が例として出ましたが、そのように、市として把握できる範囲内での状態の話なのかなと、そのような受け取り方をしていました。
事務局	<p>実際に、特定個人を識別できないような情報であれば、普通は、権利利益を侵害するというのは、余程のことがないと言えないと思われます。通常は別の人の情報かもしれず、自分の情報であると特定ができないわけですから、自分の権利利益を侵害されたと言えることはそうそうないと思います。</p> <p>ただ、もし極めて限定的な場合で、これに該当するような情報があった場合、そういった情報は、本来的に市としても特に慎重に判断しなければならないものだと思います。これを仮に誤った判断に基づいて開示したということがあれば、これに対して、市民の皆様から批判を受け、そのようなことをするのであれば協力できないという状態が、おそらく起こりうるだろうと感じます。</p> <p>ですので、そのような特定個人が識別できないのに権利利益を害するおそれがある、そういったものを開示してしまうことは、ほぼイコールで、市の対応についての批判から協力を得られなくなって、事務・事業に支障が生じるというおそれにつながり、ほぼ同価値なものとして結びつくのではないかと思います。</p> <p>改正法と理論の組立ては違うのですが、どちらにしても不開示になるべきものと整理できると考えています。</p> <p>補足になるのですが、いま事務・事業として説明いたしました、何でもこれに該当するわけではなく、情報公開条例第7条第5号アからオに列挙されているとおり、主にこのようなときに該当するというように記載されております。ですので、まずこの規定に基づいて判断をして、それでも我々で判断が難しいというときには、この審査会に諮って御意見を聞くことはあるかと思えます。</p> <p>他に御質問・御意見がある方はいらっしゃいますか。 特になければ、このまま進めてもよろしいでしょうか。</p>
	【委員了承】
事務局	【審議事項②（資料4の4、5ページ及び資料5の3、4ページ）について説明】
中村委員	市が独自に、法人から非公表約束のもとで提供を求めるものというのは、どのようなものが考えられますか？
事務局	例えば、指定管理者の選定を行う際に、法人の経営状況などを知るために提出を求める資料があるかと思いますが、そのようなものは、公表することを前提としておりませんので…。
中村委員	入札全般のことでしょうか？
事務局	いえ、指定管理についてです。
中村委員	そんなに多くはない、ということでしょうか。

事務局	はい、ここに掲載しているものも、少しでも分かるようにと思い国の例などを挙げておりますが、具体的な事例というのはなかなか…。いまの指定管理という事例を含めても、あまり例というのは多くはないかと思えます。
中村委員	分かりました。
事務局	他に御質問・御意見がある方はいらっしゃいますか。 特になければ、このまま進めてもよろしいでしょうか。
	【委員了承】
事務局	【審議事項②（資料2の4ページ及び資料5の5～7ページ）について説明】
竹田会長	では、今までの説明を踏まえて、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。
多田副会長	<p>先の論点に戻ってしまいましたが、表現が違って開示・不開示の範囲に差異が生じていないという説明はありましたが、それでも資料中の「公知の情報」と、「慣行によって知られ得る情報」というのは、結構差が大きく、差異が生じそうに思えます。慣習として、ある自治体やコミュニティではずっと情報を出してきたけれども、本来はそうあるべきではない、という情報も出てくると思います。そういう意味で、「慣行」の方が、より広いのではないかという気がしており、高田先生が仰られたように、誤解を生じないようにするためには、表現は一致した方がよいと思います。</p> <p>例えば、市ではずっと開示してきた情報について、その慣行を知らない新しく入ってきた人が、法律では不開示にならないのかという疑問を持ったときに、「慣行があるから」と言われたら、法律では「公知」だから違うというように、ややこしくなると思います。</p>
事務局	<p>多田委員の仰るとおり、条例と法律で、同じ意味・範囲であっても、表現が異なっていて混乱を招くかもしれないという御指摘がありました。簡単に今回の結論を申し上げますと、今までの条例の範囲は国の法律と同じ範囲なので、国の法律の言い回しに合わせるということで御説明を差し上げております。2,000個問題についてもお話しさせていただきましたが、そのような差異が起こること自体が問題ですので、そこをできるだけ国の法律の表現に合わせて統一化していくということが、今回一番申し上げたかった部分でございます。</p> <p>確かに情報公開や個人情報保護については、法律が作られる前に、地方公共団体が先駆けて条例を作ってきました。ただし、現在は法律が国でどのように審査されたかということ参考をしながら条例を運用していますので、表現上の違いがあっても、結論としてはほぼ一緒になるようにやっております。また今回、各自治体それぞれの条例が違うということが、個人情報やビッグデータの流通等の面で支障が出てきたということもあり、法律に一本化されるというところ。条例と法律の内容については差異はないですし、情報公開条例の規定も、国と合わせることによって、統一化していくことが必要になるというところでございます。</p>

竹田会長	他に御質問・御意見のある方はいらっしゃいますか。 なければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。
	【委員了承】
竹田会長	では、この案を妥当なものと認めます。 次に審議事項③について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【審議事項③について説明】
竹田会長	今の審議事項③について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。
中村委員	市の案でよろしいと思います。
竹田会長	では、他に御質問・御意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。
	【委員了承】
竹田会長	では、この案を妥当なものと認めます。 最後に審議事項④について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【審議事項④について説明】
竹田会長	今の説明について、皆様から御質問や御意見があれば、お願いします。 特に御質問・御意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。
	【委員了承】
竹田会長	では、この案を妥当なものと認めます。 以上をもって、諮問を受けた内容については全て審議を終えました。 この審議の結果をまとめて答申として作成し、公表することとなりますが、こちらの作成については、事務局と私で調整して案を作成するというところでよろしいでしょうか。
	【委員了承】
竹田会長	ありがとうございます。公表する前には、委員の皆様にも、内容の御確認をお願いすることになると思いますので、よろしくをお願いします。 事務局から、何かあるでしょうか。
事務局	本日は、大変お疲れ様でございました。また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、3回にわたって御参集賜り、貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。 答申を頂いたあとは、条例整備の内容について、パブリックコメントを行い、12月議会に議案として提出する予定でございます。

	委員の皆様には、あらためて感謝を申し上げます。ありがとうございました。
竹田会長	それでは、これにて令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でした。